

# 中山間地域等直接支払制度

平成12年度に始まった中山間地域等直接支払制度は、令和2年度から第5期対策がスタートしました。今期においても農業者主導によるさまざまな活動が行われていますので、その概要を紹介します。

## 制度の概要

この制度は、農業生産の条件が不利な農地を耕作する農業者が参加する「集落」に、その農用地面積に応じた交付金（国が2分の1、道および町がそれぞれ4分の1）を交付し、農地と農業が持っている防災機能や豊かな農村景観などの多面的な機能を守り、耕作放棄地の発生防止などに寄与するために実施されている制度です。

平成27年度からは新たに日本型直接支払制度が創設され、中山間地域等直接支払はその一環として位置付けられ、法律に基づき実施されています。

第5期からは、2つの集落に対し交付金を交付していますが、その交付金はこれまで同様、参加者が考え協働しながら、活動内容を決めて取り組んでいる活動に活用されています。

本町の主な交付金の交付先である標茶集落は、町内の20地域をまとめ一つの集落としたもので、町内全域に関する集落協定を締結しています。

この標茶集落には年に3億6千万円を超える交付金が交付され、そのうち2分の1以上は、多面的機能を増進するためや、地域農業の継続・生産性の向上のための共同取組活動に充てられており、残りを個人に交付しています。

集落協定や共同取組活動の内容は、各地域での話し合いの結果を踏まえ、各地域の代表者などが集まり協議し決定します。

令和2年度に行われた事業の概要については、下記のとおりです。

■問い合わせ／役場農林課農業企画係（18番窓口）内線243

## 令和2年度中山間地域等直接支払制度に係る各集落協定の概要

集落名	標茶町標茶集落 会長 栗栖 一己	釧路太田集落 委員長 齋藤 泰広
協定参加者	農業者 258人 生産組織など 56組織	農業者 80人 生産組織など 13組織
交付対象農用地面積	233,895,570㎡ 〔標茶町：233,302,177㎡〕 〔厚岸町：593,393㎡〕	58,213,855㎡ 〔標茶町：104,339㎡〕 〔厚岸・釧路町：58,109,516㎡〕
平らな草地	226,859,092㎡	58,213,855㎡
傾斜8度以上の草地	7,036,478㎡	0㎡
交付金額	361,398,071円 〔標茶町：360,507,982円〕 〔厚岸町：890,089円〕	87,320,782円 〔標茶町：156,508円〕 〔厚岸・釧路町：87,164,274円〕
共同取組額	189,942,815円	60,630,252円
個人配分額	171,455,256円	26,690,530円
<b>共同取組活動費内訳（※）</b>		
①役員などの活動に対する経費	9,099,930円	133,000円
②農業生産活動などの体制整備に向けた活動に対する経費	68,956,633円	23,282,216円
③水路・農道などの維持管理活動などに対する経費	1,869,323円	770,770円
④農用地の維持・管理活動などに対する経費	65,059,224円	5,148,770円
主な活動内容	・農業用廃プラスチックの適正処理 ・農村公園の維持管理 ・家畜疾病対策 ・景観保全のための花壇整備、清掃 ・堆肥の適正処理 ・農場周辺整備に係る助成 など	・農業用廃プラスチックの適正処理 ・草地更新資材の助成 ・家畜疾病対策 ・景観保全のための花苗植栽 ・酪農支援団体等への運営費助成 ・ふるさと給食への牛乳の提供 など

※共同取組活動費内訳の金額は、前年度からの繰越額を含み、翌年度への繰り越し・積立額を除きます。